

## 11 経済産業省 特区第14次 検討要請

<b>管理コード</b>		<b>プロジェクト名</b>	
<b>要望事項 (事項名)</b>	地域ブランド取得に係る商標登録取得団体の拡大	<b>都道府県</b>	長崎県
		<b>提案事項管理番号</b>	1011010
<b>提案主体名</b>	佐世保市		

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	経済産業省
--------------------	-------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>現行法で規定されている団体商標の登録について、一定の要件をみたしている場合には、観光協会による申請により、商標登録を可能とする。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p><b>事業概要</b></p> <p>複数の企業からなる事業組合にかわり、観光協会による商標登録を申請可能とし、地域ブランドの保護を図るものとする。</p> <p>現在、観光協会において認定制度を実施し、ブランド保護を実施するが強制力がない。そのため、認定制度並びにその地域ブランドをPRすることを主な業務とする観光協会による商標登録申請を可能とする。</p> <p><b>提案理由</b></p> <p>「佐世保バーガー」は、その人気により類似商品が表れており、地域ブランドの品質が低下する恐れがある。そこで、本特例措置により、類似商品の防止、品質保持に繋がる。</p>

# 11 経済産業省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化 (低炭素社会に向けたプラスチック・リサイクル特区)	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1025010
提案主体名	名古屋市		

制度の所管・関係府省庁	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省
-------------	---------------------------------------

求める措置の具体的内容	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>実施内容:</p> <p>容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。                  収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。                  その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。                  (再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。)</p> <p>提案理由:</p> <p>本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年間約3万トン)。                  リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量もほぼ半減した。                  CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。                  そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。</p> <p>このことにより、</p> <p>①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック(クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなど)をプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。                  市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。</p> <p>②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。</p> <p>代替措置:</p> <p>容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。</p>

## 11 経済産業省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	
要望事項 (事項名)	温室効果ガス	都道府県	東京都	
	広範な国内排出権取引の実施	提案事項管理番号	1052010	
提案主体名	福祉医療法人 桂仁会、株式会社 Verifirm			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 環境省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>国内排出権取引に関して、当該特区においては実施障害の発生を避けるため、自主参加型にて行なう。既存排出量の基準となるキャップの割り当てを可能とし、温室効果ガスの国内取引の基準となる制度創設の代替的な試行実施特区とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>京都議定書によって定められた、主要温室効果ガスの国内排出権取引を可能とする特区であり、自主参加型制度を援用する。</p> <p>排出量取引の基本的取引方法に関しては、キャップアンドトレード方式を軸とし、欧州・米国で主流となりつつある取引方式を採用する。</p> <p>提案理由</p> <p>京都議定書採択時の議長国であったわが国において、諸外国での実施におけるCDM及びJIは容易且つ簡便な排出量の獲得方法であったことは否めないが提案者はこれは単なる発展途上国への押し付けにしか見えない。「特区」という特殊な環境下において、自主参加型の国内排出権取引を実施し、且つ堅牢な第三者認証が存在するのであれば、わが国の温室効果ガス対策の有用な一手となることは確実であろう。</p> <p>代替的措置</p> <p>本来であれば、一括に排出量の設定及びキャップの割り当てが為されるべきものではあるが、シカゴ気候取引所が採用している自主参加型及びマニフェスト(目標の設定と削減時の取引)といった、穏やかな国内排出権取引の実施が可能となり参加障壁を下げるという点において、又制度の普及という点において大きな措置として講ずることができようというものである。</p>

## 11 経済産業省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	
要望事項 (事項名)	温室効果ガス排出権取引所の開設	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1052020	
提案主体名	福祉医療法人 桂仁会、株式会社 Verifirm			

制度の所管・関係府省庁	金融庁 経済産業省 環境省
-------------	---------------------

求める措置の具体的内容	<p>国内排出権取引の円滑化と対象温室効果ガスの流動性を高めるため、排出権取引所の設立を特区内において行う。併せて取引材料の特殊性を鑑み、法令の定める要件の緩和を行なうことで、開設時障壁を下げて、取引精度を高めることにつながる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>排出権特区において、世界的に通用する気候(排出権)取引所の設立を企図するものである。</p> <p>特区という特殊環境下において取引の実効性を高めることが出来ると共に、様々な金融商品との連携を図ることが出来るという点である。特区に於ける認証排出権の取引をメインとするため、通常、取引所の開設要件となる出資金の制度を暫定的なCO2量をベースとしてこれを以て出資とする。一種の現物出資を行なうことで取引の円滑化と発展を前提に置くことができるものとする。</p> <p>提案理由</p> <p>諸外国においては既に排出権取引所の設立は完了しており、昨今ではその存在感を増しつつある。厳格な第三者による認証と、事実上の開設要件の緩和によって、自主参加型制度下における排出権取引所の開設が早期に可能となるとともに、大きな障害となる開設要件の緩和がなされれば国益・国民の便益にも叶うものであるとする。</p> <p>代替的措置</p> <p>取引所開設にかかる出資金の取扱いに関し、「現物出資」として埋蔵CO2量をこの担保とするとしているが、実際の取引の信頼性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、CO2をその本位として出資金と看做すことを提案するが、将来的(5～10年内)には、取引毎の管理費等の徴収によって、ベースとなる基金の積立を併せて行なうものとする。</p>